就職者で家賃支援費ご利用の場合（新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方は貸付期間が最長３年間となる場合があります）

就職～（家賃支援・最長2年間送金）

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年目末	6年目.4月
４月	４月	４月	４月	４月	３月	

ご提出書類について

定期的なご提出書類

就職開始後、５年間(少なくとも６回)
在職証明書のご提出をお願いします
※こちらより送付依頼の文書を送ります

←**返還猶予申請書**

変更時のご提出書類(主なもの)

●住所、氏名、連帯保証人(氏名/住所)変更
↓
「住所・氏名・連帯保証人変更届」

●勤務先変更↓
前勤務先の「業務従事期間証明書」
現勤務先の「在職証明書」

返還免除

卒業後、引き続き５年間の就労が確認できましたら、貸付金の返還免除手続きが可能となります
※免除申請に関わる書類はこちらより送付致します

（転職可、求職期間も求職活動したことがわかる書類を提出いただきましたら、就労期間と認められる場合があります）

◆送金から猶予期間中にお願いするご提出書類(様式名称)

【定期的なもの】

年／月	書類
就職１年目　４月	・・・返還猶予申請書(第16号様式)
～	→ 在職証明書（第31号様式）
就職６年目　４月	

就職6年目４月以降に5年間の就労確認ができた時点
返還当然免除申請書（第19号様式）

【変更時のもの】（主なもの）

変更が発生した年月にご提出をお願いします
●住所、氏名が変更になった場合
住所・氏名・連帯保証人変更届(第25号様式)

●勤務先が変更になった場合
前勤務先の業務従事期間証明書(第32号様式)
現勤務先の在職証明書(第31号様式)

住所、勤務先など何か変更がありましたら、まずはご連絡ください
三重県社会福祉協議会・生活福祉資金課　TEL：059-226-1118